

「ゼロ市工事」の発注について

1 ゼロ市工事について

令和2年度中に発注する工事のうち、令和2年度中に契約し、令和3年4月初旬から施工が必要な工事については、原則として前金払を含めた令和2年度の支払はないため、ゼロ市工事として発注します。

なお、該当工事には件名に「（ゼロ市工事）」と記載します。

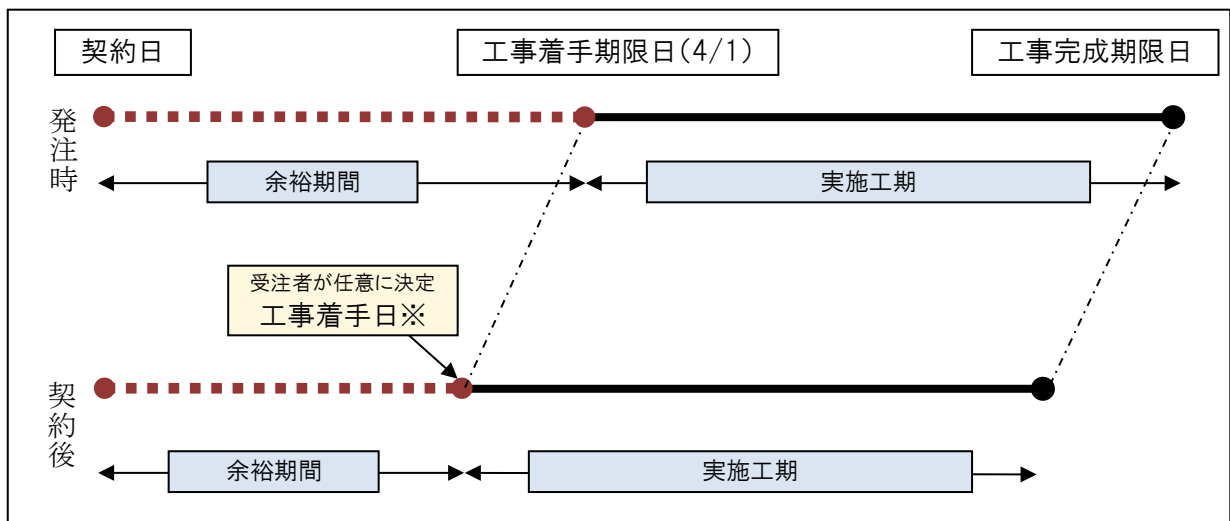
2 余裕期間制度の適用

ゼロ市工事は余裕期間制度の対象となります。

余裕期間とは、契約日から工事着手日の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

当該工事は工事着手期限日を令和3年4月1日（木）とし、契約日から工事着手期限日までの期間において、任意に工事着手日を選定できます。

なお、なんらかの理由により、令和3年4月1日（木）以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。



※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。

※ 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を言う）、詳細設計付工事における詳細設計または工事製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいいます。

3 余裕期間における技術者及び現場代理人の配置について

余裕期間内は、技術者及び現場代理人（以下、「技術者等」）の配置や常駐を要しません。

そのため、落札候補（予定者）通知書の送付日時点において技術者等が他の工事に従事中であっても、当該工事が工事着手期限日までに完成することが明らかである場合は、入札参加資格の確認において他の工事に従事していないものとして取り扱います。

ただし、従事中の工事が完成するまでの間は、ゼロ市工事に着手することはできませんのでご注意ください。

なお、工事請負契約約款第 11 条に定める「現場代理人・主任技術者・監理技術者選定通知書」は、工事着手日に提出してください。

4 配置予定技術者又は現場代理人の変更について

ゼロ市工事に配置予定の技術者等が従事中の工事について、工期延期等により令和 3 年 3 月 31 日までに終了しないことが判明した場合、技術者等の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第速やかに、契約第一課に「配置技術者・現場代理人変更届出書」及び新たな技術者等の資格を確認できる書類を提出してください。

なお、この変更届出書は必ず余裕期間中に提出してください。工事着手日以降に技術者等が別の工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

5 その他

(1) 余裕期間における準備等

余裕期間中は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします。

(2) 工事着手後から工事着手期限日までににおける準備等

工事着手後であれば、技術者等が配置されているので、以下のような準備工事が可能です。

- ・ 交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・ 地元住民・企業等との調整、工事のお知らせの配付
- ・ 現場踏査、写真撮影、既設施設調査、現地測量 等

<問い合わせ先>

(技術者等の配置要件に関すること)

財政局契約第一課

電話：045-671-2228

(余裕期間制度に関すること)

財政局公共施設・事業調整課

電話：045-671-2025